

📌 今月のポイント

あおり運転は悪質な犯罪です

～妨害運転罪が創設されました～

あおり運転による死傷事故が社会問題化するなか、これまでの道路交通法では、あおり運転についての明確な規定がなかったため、「安全運転義務違反」などで取り締まってきました。あおり運転の厳罰化のために、道路交通法の改正(6月30日施行)により「妨害運転罪」が創設され、他の車両等の通行を妨害する目的で車間距離を詰めるなど10種類の違反行為を取り締まることができるようになります。また、自動車運転死傷行為処罰法の改正(7月2日施行)され、妨害運転行為が追加されました。

改正道路交通法：6月30日施行

	罰則	点数	行政処分
① 妨害運転(交通の危険のおそれ) 他の車両の通行を妨害する目的で、一定の違反(下囲みの10種類の違反)をして交通の危険を生じさせるおそれがある場合	3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金	25点	免許取り消し (欠格期間2年)
② 妨害運転(著しい交通の危険) ①の行為で高速自動車国道等で著しい危険を生じさせた場合	5年以下の懲役又は 100万円以下の罰金	35点	免許取り消し (欠格期間3年)

一定の違反(10種類の違反)

- 通行区分違反
(右左折レーンから強引に直進するといった行為)
- 急ブレーキ禁止違反
- 車間距離保持違反
- 進路変更禁止行為
- 追越し違反
- 減光等義務違反
- 警音器使用制限違反
- 安全運転義務違反
- 最低速度違反(高速自動車国道)
- 駐停車違反(高速自動車国道等)



改正道路交通法施行令：6月30日施行

自転車のあおり運転も「妨害運転」として規定

- 自動車やバイク、他の自転車の通行を妨げる目的で、「逆走」「進路変更」「ベルを執拗に鳴らす」などの行為を「妨害運転」として規定、14歳以上の場合、3年間に2回摘発されると安全講習が義務付けられる
- 「妨害運転」をそそのかした同乗者も摘発、行政処分の対象となる



改正自動車運転死傷行為処罰法：7月2日施行

自動車運転死傷行為処罰法の「危険運転致死傷罪」に次の2行為が追加されました。

- 走行する車の前で停止したり、著しく接近する行為
- 高速自動車国道又は自動車専用道路で、同様の行為をして走行中の車を停止させたり、徐行させる行為



【ご参考】弊社のご支援メニュー

<自動車事故防止>

1. 安全運転セミナー(基本的な運転動作)
2. ペーパー式適性検査(KM式・DOCCS)
3. PCによる社員安全運転教育(e-ラーニング)・適性診断(e-診断)
4. 自動車事故防止のビデオ・DVDの視聴
5. タブレット端末、スマートフォンを活用した危険予測トレーニングツール(セーフティトレーナー)

<ニュース・チラシの提供>

1. 安全運転のポイント(毎月定例発行の具体的なニュース)
2. 社内講習会用冊子(ザ・メッセージ等)